議事概要

＜委員会概要＞

委員会名称：企業主導型保育事業点検・評価委員会（第16回）

日　　時：令和５年10月16日（月）14：00～16：00

場　　所：霞が関ビルディング21階　成育局第一会議室

出　席　者：（委員会委員）

石毛 和夫委員、忽那 ゆみ代委員、高祖 常子委員、馬場 充委員、
平川 祥子委員、的場 康子委員、吉田 正幸座長、渡辺 将委員

（こども家庭庁）

藤原 朋子成育局局長、黒瀬 敏文審議官（成育局担当）、
伊藤 涼子成育局認可外保育施設担当室長、
村井 咲音成育局認可外保育施設担当室室長補佐

（公益財団法人児童育成協会）

望月 弘晃業務執行理事、林 克彦事務局長
安村 邦彦企業主導型保育事業本部長、
藤田 智夫企業主導型保育事業本部企画部長

配 付 資 料：次第

資料１：令和４年度企業主導型保育事業の実施状況について
資料２：令和５年度の事業の実施方針について

＜委員会内容＞

１．開会

事務局より、委員の交代があった旨の案内及び議事内容の説明。

２．令和４年度企業主導型保育事業の実施状況について

【協会より説明】

資料１に基づき説明。

（児童育成協会の体制・人員推移）

・組織体制については、子ども相談支援部を令和４年４月１日に新設しているところ。人員推移については、制度発足時は２名であったが、審査体制強化の観点から先行して審査部の人員増強を中心に取り組み、さらに指導監査部、企画部の人員増強に努め、その後、関西支所、子ども相談支援部を立ち上げ、組織強化に努めた結果、令和４年４月１日現在で総勢275人の体制となった。また、保育士も同様に増強に努めており、25人にまで増やしている。令和４年度の組織体制については、量から質への転換の加速化、自己完結組織を目指した運営基盤の構築、再委託の削減による効率的運用という基本的な考え方に基づき、月次審査業務の内製化の推進、指導監査業務の内製化の推進、コールセンター、研修業務の内製化準備、といった基本方針の下、１年間取り組んできた。具体的な取組について、審査部については、月次審査業務を10人分内製化した。指導監査部については、外部委託を1,000件から500件に半減させた。関西支所については、人員を増強し、立入調査を約200件増やした。子ども相談支援部については、施設への支援を強化するため、各部に分散していた支援機能を集約化し、新たな取組を行った。

（審査業務）

・部門別の業務実施状況について具体的に説明する。審査業務について、完了報告審査については、10月末におおむね完了しているところ、新たに損益計算書などの添付を求めたり、指導監査部との連携を強化するなど､適正かつ迅速な審査に努めた｡月次報告審査については、10月から一部の業務の内製化を行った。その他審査対応については、子育て安心プランにより11万人の児童の受け皿整備に向けて取り組んできたところ、定員がおおむね達成されたこともあり、新規募集は実施せず、定員調整として減員を一部実施した。審査委員会については、事業譲渡審査委員会では定例会に加えて、個別緊急案件については持ち回りで機動的に対応するよう方針を変更した。承認実績は２件である。

（指導監査業務）

・指導監査業務について、立入調査については、協会で約4,000施設、外部委託先で500施設の調査を実施したところである。内製化を大幅に進めた。専門的な指導・監査について、専門的労務監査、専門的財務監査については、専門家である社会保険労務士、会計士による取組であるため、それぞれ外部委託を行い、それぞれ約500施設実施した。財務監査に関する中長期的課題への令和４年度の取組状況については、令和３年度から記載している課題が５つあり、担当している三大監査法人や第三者の有識者を交え、毎月開催している財務監査研究会

において調査、検証を行ってきた。具体的には、資料１の11ページから13ページに検証状況を取りまとめている。なお、その中で課題の①、②、③、⑤については、様々な議論のなかから一定の方向性を示しているところ、それぞれの検証事項について、今後も引き続き注視しながら継続して進めていく。また、④保育業務運営委託費の妥当性、適正性に係る検討の部分については、令和５年度はこども家庭庁からの指示の下、調査検証の項目を追加して合理性、必要性をも検証していくことで、課題への取組の進度を高める対応を図っていくところ。

・特別立入調査・午睡時抜打ち調査について、特別立入調査については、施設の運営について通報や苦情があった場合や､短期的な立入調査結果を踏まえ､必要と認められる場合などに、必要に応じて随時抜き打ちで実施しているものである。令和４年度は、74施設に対し実施した。そのうち、不適切保育が41施設であった。また、自治体と合同で31施設に対し実施した。立入件数は、前年度に比べ増加傾向ある。午睡時抜き打ち調査について、実地による調査を604施設に対し実施した。

（相談支援業務）

・相談支援業務について、本年６月より自動音声案内を導入したこと等により、電話総呼数が大幅に減少している。完了率も33%から91%に大幅に改善した。巡回指導について、令和４年度は803件の実施を行った。対象施設の選定基準としては、開所後おおむね６か月以内の施設、巡回指導を希望する施設、立入調査等の内容及び結果等を踏まえ保育内容に課題があると認められる施設、保育内容等に関する通報、苦情があった施設等としている。また、実施施設に対し実施後アンケートを実施した結果、その満足度は80%程度と高い水準であった。

（研修業務）

・研修業務について、令和４年11月に初の取組として、施設長研修での集合研修を内閣府と合同で東京にて実施した。当該研修については、施設間の情報交換や意見交換を協会の職員も参加して実施し､アンケート結果においても概ね好評であった｡各研修の目的と修了者数は、資料に記載のとおりであり、令和３年度に比べ、いずれの研修も修了者数が増加している。

（新システム開発状況）

・新システムの開発状況について、令和５年１月稼働予定であったところ、制度改正による追加加算対応及び仕様変更に対応するためスケジュールの見直しが必要となり、令和５年１月及び４月に分割して稼働することを計画しているが、月次報告機能などの開発支援が発生したため、審査スケジュールに支障を来さないように、稼働をさらに１年間延長した。期中でのシステム変更による施設側での混乱を防ぐためということでもある。全体の間接補助事業を受託するにあたって、令和２年３月の点検・評価委員会で決定された受託における附帯事項とされていたにも拘わらず開発が遅れており、誠に申し訳ない。対応としては、システム開発会社及び協会のプロジェクト体制を大幅に見直ししているところである。現在は令和６年１月に一部機能を稼働、さらに同４月には概ね申請・審査全機能を稼働させる計画としている。さらなる遅延が発生しないように不退転の決意で推進してまいる。

（情報公開）

・情報公開について説明する。令和４年度の助成決定は4,449施設、定員は10万5393人である。令和３年度と比較して、減員などの影響により施設数、定員とも若干ではあるが、減少している。円グラフについては、前年度と比較して大きな変動はないが、運営形態について申すと、単独設置が２％ほど減少し、その分、共同設置・共同利用、保育事業者設置が若干増加している。令和４年度に取り消しを行った２施設は、破産手続開始決定を受けたものである。また、令和４年度に取りやめた44施設のうち、返還が必要な施設は32施設であったが、そのうち31施設は３月末までに返還済みであり、さらに８月に入って１施設返還となっていることから、全て返還が完了している。次に、１か月以上休止した施設数については51施設である。再開時期未定の施設のなかで、特に１年以上休止している施設について、重点的にフォローしている。その対象は３月末現在で13施設であり、そのうち再開済みが３施設、近々再開予定が２施設、見込みなしまたは未定施設が８施設である。なお、未定の中には上場大企業の事業所内施設も一部含まれている。財産処分は令和３年度からの累計で208施設である。そのなかで、転用については、建物の用途の変更であり、23施設である。利用者減、休園後再開見込みなしなどの理由で小規模保育事業施設などへの転用が中心である。次に、事業譲渡関連が62施設である。譲渡の内容としては、運営委託事業者への譲渡、組織形態変更に伴う譲渡、他の事業者への譲渡と分類をなされているところ、運営委託事業者への譲渡と他の事業者への譲渡については、第三者の審査委員の方々で構成されている審査委員会において厳密な審査を経て事業譲渡を決定している。最後に、廃棄は46施設である。児童確保見込みなしとして、賃貸借契約の終了、明け渡しのケースが大半である。また、担保に供する処分は２年間で70施設ある。定員充足状況について、令和５年４月時点での定員充足状況は、69.7％である。令和３年度から５年度までの比較及び従業員枠、地域枠定員における充足率をお示ししている。従来から説明しているが、年度の初めの４月に認可保育所への転園などを主因としてボトムとなり、７月、10月、１月と現員数、充足率が向上する傾向がある。また、年度ごとの現員数を見ると、着実に増加していることが読み取れる。保育所全体の現員数、充足率が低下する中、企業主導型保育施設は着実に現員数、充足率を伸ばしているところである。また、従業員枠・地域枠の比較においては、この２つの現員数、充足率はほぼ同様の傾向がある。25ページについて、現員数に占める充足率、10％刻みでの保育士の現員数の割合をお示ししている。現員数が令和４年度のピークである令和５年１月時点では、充足率50％未満の施設における現員数は10％程度である一方で、充足率80％以上の施設で60％以上を占めている。表の中で、緑から上の５つの区分が充足率50％未満、下のほうで見るとオレンジ色より下の２つの区分が充足率80％以上の施設の在籍児童数が全体に対して占める比率となっている。令和４年４月と令和５年４月を比較してみると、10％刻みだと少し分かりにくいが、今申し上げたように50％未満という括りで見てみると、24.4％から19.4％へと、５％下がっている。一方で、先ほど説明したようにオレンジと青、80％以上で見ると、34.1％から39.9％へと６％程度上昇しており、対照的な動きとなっている。現員数については、１年間で６万6999人から７万467人と、約3,500人程度増加している一方で、先ほどのように比

率的には下がっているため、50%未満だけ計算すると、逆に3,000人ほど減少している。また、80%以上で見てみると、約5,000人増加する結果となっている。全体では増加しているわけであるので、増加しているのは一番右の濃い青の12.3%という、いわゆる50%以上のところでカバーしているということであるので、二極分化しているようにも見えるところ。この傾向については、単年度の数字であるので、今後とも継続的に動向に注視する必要があると考えている。また、充足率の低い施設に対して、充足率向上のために共同利用契約の促進を進めるなどの対応を継続することはもちろん必要であると考えているが、一方で施設の充足率の高低と、事業者自体の経営状況の良し悪しは必ずしもイコールとはなっていないということを理解いただきたい。具体的に申せば、例えば充足率50%未満の施設であっても、例えばその設置者がメーカーである場合であれば、工場に設置している福利厚生施設でぜひとも必要な施設である場合、また、病院やタクシー会社が典型ではあるが、採用戦略の一環としての福利厚生施設であったりする場合が散見されるのも事実であるところ、一方で、充足率が90%以上で施設自体は黒字ということであっても、肝心の本業の方が赤字で経営不振というケースも散見される。協会では、そのような状況を勘案して、昨年７月の第13回点検・評価委員会において内閣府から示され、委員会で承認された対応方針に則って、内閣府の助けも借りながら、全事業者の決算書を直近３期分提出してもらい、その財務分析を休止施設分も含めて実施し、必要と思われる先にはさらにweb、訪問、面談などによるヒアリングを実施して経営状況を確認し、必要に応じて相談に応じ、アドバイスをしており、令和４年度から既に始めているところである。そのなかで、事業譲渡につながった事案や、現在M&Aを検討中の事案も既に出てきている。引き続き充足率向上に向けた取組を継続するとともに、事業者の経営状況を早期に把握し、対応することにより、突然の経営破綻や不良債権の発生をも予防していきたいと考えている。26ページの立入調査について、令和４年度は協会で3,932施設、受託事業者で500施設、合計4,432施設の立入調査を実施した。そのうち、保育内容などに関する指摘事項があった施設数は3,781施設で、全体の85.3%に及ぶ。令和３年度の実績は、記載のとおりであり、令和４年度が全て実地であったのに対し、令和３年度は新型コロナウイルスの影響があり、4,147施設のうち実地が22、リモートが4,125施設で、監査の方式が大きく異なることを留意いただきたい。残念ながら今回改善報告が未だに提出されていない施設もあるので、今後、本件も情報公開を行いたいと考えている。主な指摘事項については、参考で令和３年度の件数も示しているが、先ほど説明したように、２年間で監査の方式が異なるため、その点は留意いただきたい。内容的には「開所時間の全てにおいて必要な保育従事者数を配置すること」の項目が大きく悪化しているが、「保育内容及び利用料金等を適切に掲示、提示すること」や「保育計画等を適切に整備すること」等の項目で改善が顕著である。次に、午睡時抜き打ち調査について、午睡調査においても令和３年度と令和４年度では調査方式が大きく異なることに留意いただきたい。午睡調査の令和４年度の主な文書指摘事項を示しているが、こちらも、令和３年度は多数がリモートによる調査であったため留意願いたい。巡回指導について、地域ごとに巡回指導員を配置しており対応しているので、令和３年度においてもこちらは実地で実施できているところ。専門的労務監査についても、各都道府県在住

の社会保険労務士により監査が実施されているため、両年度とも実地で監査が行われている。文書指導、口頭指導施設数及び各指摘事項については記載のとおり、令和４年度においては令和３年度より若干増加している。専門的財務監査については、公認会計士などの専門的知見・経験を有する者が、助成金の不正使用や不適切な会計処理などが行われていないかを明らかにするために実施しているものである。令和３年度と令和４年度の文書指摘施設数及び口頭指導指摘数は記載のとおりである。専門的財務監査についても、原則として大手監査法人の地方所在の事務所で対応しているため、両年度も実地で監査を実施している。文書指摘事項については、全体として増加傾向にある。

【質疑応答】

（高祖委員）

・３点ある。１点目は、特別立入調査について、増加しているということで、最後に内訳などの説明もあったが、これは保育の内容自体に問題があるというか、そういうような施設が増えてきてしまっているというような捉え方になってしまうことでよいのかという点、２点目は、新システムについて、以前に説明があって、ちょっと対応が困難となったということで遅延ということになって、今度は令和６年の４月から全面稼働ということお話があった。先ほど、更なる遅延が発生しないように不退転の決意でとおっしゃっていたが、具体的に決意だけではなく、ここは延ばしてきているというところで、必ず実施していただかなければいけないところかと思うので、こども家庭庁のとも進捗を細かく情報共有していただき、きっちり進めていただければと思う。これは要望でもあるが、更なる遅延にならないように、実際にこのような体制でやっているということがあれば教えていただきたい。３点目は、施設の現在の状況というところで、年齢別の構成というなかで、もちろん企業主導型は年齢の範囲を定めないということもあるかと思うが、ここが３、４歳で25％ぐらいを占めているところが少し気になっている。施設の中、施設ごとの環境というか、広さだったりとか、部屋の状況だったりによって、もちろん異年齢が一緒に遊ぶというのは、保育教育上いい面ももちろんあるが、危険だったり、事故だったりというところの配慮も必要なので、そこから考えるとバランス的に少し多いような気がしており、そのあたりは現状なぜこれだけの人数、比率になっているのかなというのが少し気になったところである。

（児童育成協会）

・特別立入調査の件数については、令和３年度は37件であり、そのうち不適切保育が18件であるので、そういう意味では不適切保育が少々増えているということである。報道等の影響もあるのかもしれないが、数字では113件から133件ということで、通報が増えているのも事実である。次に、新システムについて、１つは体制を大幅に変えたということがあり、進捗管理体制を強化したところ。また、課題ごとに分科会を立ち上げ、個別に、例えばデータをどうするかということや、広報活動をどうするかといったことを細かく議論している。現状、令和６年度の事業計画申請を中心に立ち上げているところ、順調に実現がなされている。１年先延ばしを行ったということは先ほど説明したが、期中において仕組みが変わると非常に

事業者は混乱することになる。そのため、具体的には令和５年度の活動については旧システムで行い、令和６年度の事業計画申請を基本的には新システムで行うという大きな方針にて対応していくために延期されたということで理解いただきたい。次に、年齢別の話については、情報公開の定員別割合を見ていただくと、小規模施設というイメージが非常に強いと思うが、実は大きい施設も相当数あり、具体的には、例えば50人以上とか、40人以上という施設が相当数あるのも事実であり、個別に見ていくと、比較的事業所内の大規模な施設で受け入れを行っているケースが多いように見受けられる。

（忽那委員）

・立入調査について、資料にあった改善報告書の提出がない１件に対する更なるアプローチというのはどのようなものであるか教えていただきたい。

（児童育成協会）

・こども家庭庁と相談しながら今後の対応を決めていきたいと考えている。

（忽那委員）

・現状、この回答期限までに提出がなかった、それに対して、再度早急に出してほしい、というような働きかけはないということであるか。

（児童育成協会）

・何度か督促はしている。

（忽那委員）

・督促はしているが、反応が無いということか。

（児童育成協会）

・然り。

（忽那委員）

・承知した。提出を待っている今も、事故がないようにということを非常に懸念している。立入調査は、こういったような状態になってくると、何か問題点が１か所だけということではなく、複数にわたって、財務も含めて、保育の内容も含めて懸念される部分が多いのではないかということが推察されるので、こどもたちの処遇に関して特に配慮いただけたらと思っている。

（石毛委員）

・改善報告書を出さない事業者、すなわち実名を公表する先について、その事業者はなぜ改善報告書を出さないか、その理由を協会は把握されているか。

（協会から回答）

・督促をしているが、一向に反応が無いという状況である。

（石毛委員）

・返事が全くないのか。

（児童育成協会）

・然り。電話も行っているが反応がない。そのため、今回は公表というかたちで踏み切りたいと考えている。

（石毛委員）
・電話もしているけれども、返事が全くないということは、電話に出ないということか。
（児童育成協会）
・出る場合もあるが、出ない場合もある。
（石毛委員）
・では、電話出た場合はどういう話をされるのか。
（児童育成協会）
・電話に出ても、今は改善報告書をまだ出せないということを言っている。
（石毛委員）
・今はまだ出せないということの理由は聞いているか。
（児童育成協会）
・聞いているが、一向に埒が明かない状態である。指摘内容についての個別の内容ではなく、ただ、出せない、ということを言っているもの。
（石毛委員）
・今、どのように更なるアプローチを行うか、つまり、今後の対応をこども家庭庁とも相談しながら検討している最中であると申されたが、提出されない理由が分からない状態では、そのアプローチも検討できないだろうし、採ったアプローチが適切かどうかも検証できないだろうと思ったため、提出されない理由について質問を行った。そのうえで、今の話であると、当該事業者は、特に協会の指導に対し不満はないと思われる。そもそも、指導が不満の場合と、指導には不満はないが、例えば、あまりにも多忙だから改善報告書が準備できないというものなど、可能性はいろいろあると思われるところ、その内容によってアプローチの方法は変わってくるわけであるが、今の話であると、指導には不満はないが、報告書は出せないというのであるのか。
（児童育成協会）
・そういう形ではないところ。当初は、多忙だから遅れるという内容の返事があったが。その後、督促しても、本当に今はまだ出せない、という返事のみがされている状況である。
（石毛委員）
・それであれば、確かに先ほど忽那委員から指摘があったように、何か強い懸念がある、最初の説明のとおり、多忙ということであれば、確かに、保育の実務のほうが優先、と言ったらおかしいが、報告書が後回しになってしまうこともあるかもしれないとも思うが、結局、提出が行われなくて、そのあと催促していくと、そういった理由の説明さえもなくなって、ということであれば、管理の状況や、経営、ガバナンス、コンプライアンスの姿勢にも懸念を感じないこともない。対応を急ぐ必要があるということが非常によく分かった。
（児童育成協会）
・補足すると、財務内容的には問題のない事業者ではある。
（石毛委員）
・先ほど、私が経営と言ったのは管理体制の意味であって、財務上の問題ではない。当該事業

者は専門的財務監査を受けているのか。

（児童育成協会）

・受けていない。

（石毛委員）

・表からは見えない、いろいろなことも含めて検証するのが専門的財務監査であるので、それを受けていないのに、「財務的には問題ないです」とはなかなか軽々に言い切ってよいものではないのではないかと感じる。

（児童育成協会）

・今後、十分調査していく。

（吉田座長）

・関連で、本件についても非常に悩ましい対応を求められているのだろうと思うが、協会のポータルサイトにおいて、特別立入調査について調査拒否を行っているというケースが１件公表されている。公表自体がペナルティー的な意味合いで公表しているということであるが、公表したとしても、特別立入調査の調査拒否というのは一般的にはかなり悪質なものであると思われるところ、一方で、法令的に非常に悩ましい問題があり、これは認可の施設ではないということで、普通、常識的に考えれば、運営費をストップ等、いろいろなペナルティー実施方法があろうかと思われるところ、そのあたりまで踏み込めるかどうかというのが、企業主導型保育事業の場合、私もよく分からないが、先ほどの石毛委員の指摘も含め、そのような対応に非常に瑕疵があるというか、誠実さがないということは、ある意味、こどもの処遇環境が非常にブラックボックス化していて､財務的に良い悪いという問題ではなく､もし、そこでこどもの心身の健康、その他、何か問題が生じると、これは極めて深刻な状況だと思われるので、拒否をしたから報告できませんということで、幾ら催促してもそのまま棚晒しが続くということは、非常にまずいのではないかと一般的には思われる。そのあたりの対応はこども家庭庁ともよく協議していただき、法令的にどのような対応が可能なのか検討いただかなければ、おそらく、この問答が繰り返されるだけで、次回の本委員会においても、再度そのような話が行われるということとなり、全く埒が明かないと思われるため、どこまで踏み込めるかを検討いただくしかないが、これは少し踏み込んだ形で検討いただくことが非常に重要だろうと思いので、こども家庭庁と協議をしていたいただき、こども家庭庁もそこは少しグリップをしっかりしてもらい、このような状況が表に出るのはあまり良いことではないと思っているので、重々検討いただきたいと思う。

（こども家庭庁）

・特別立入調査の立入りの拒否、また、改善報告未提出については、いずれも、再三の説得や、改善報告については督促状の簡易書留の送付等をしてきたが、指摘のとおり、そこで預かられている児童の処遇の件や、今一度どこまで踏み込めるかというのは十分に相談した上で対応していきたいと思う。次回の同委員会において、その旨を報告させていただく

（吉田座長）

・何らか、多少踏み込んだ対応を期待したいと思うので、よろしくお願いしたい。

（児童育成協会）

・吉田座長が申したとおり、私どもも、まさにこの事業は最終的には両立支援と思っており、預けていただく親御さんたちの安全・安心のための事業だと、間に保育施設は入るが、保育施設の利用がこの事業を同じベクトルに合わせるのであれば、我々としても非常にありがたい話であるのだが、児童の安全・安心に少しでも齟齬が出るという懸念のある先については、引き続き注視しながら対応していきたいと思っている。

・また、基本的に財務内容をまずチェックすること、そして、定性的要素を加味してということで行っているケースもあるため、そのような対象にするということも検討材料の一つであると思っている。

（渡辺委員）

・質の向上の観点で、今、話があった指導とは別に、全体を底上げするということは大切な視点であると思っている。そのうえで、巡回指導を昨年度から始めたということで、どちらかというと、指導というよりは助言に近い形で訪問しており、施設からも大分ためになったというような話が多く出ているという結果となっているかと思う。横浜市においても、実は同じような形で巡回訪問をやっており、同様に非常に好評であるが、なかなか、全ての施設に行くことはできず、数年に一回しか行けないというところもあり、どのように情報を共有していくかが課題となっており、実は、私どもは、巡回訪問通信という形で、訪問したときに訪問者が気づいたことを共有して発信をする、このようなところは気をつけてくださいとか、例えば、今は秋で少し季節もよくなったので公園に遊びに行くときに、けががあったらこのように対応しましょうといったように、災害に遭ったときにはこのようなマニュアルを作っておきましょうというようなことを、全ての施設に向けて１枚の紙にまとめて不定期で発行しているようなこともやっているため、可能であれば、指導員が回っている中で良い気づきがあればそのような点をまとめて、全ての施設に送っていただけると、少し質の向上につながるのではないかと思っている。また、定員構成の現員の観点で、施設としては、しっかりと定員に見合った収入が入るというところが安定的な経営につながって、ひいては保育の質の向上につながっていくかと思われる。話があったところでは、充足率は、全体では７割ぐらいで、当然入っているところ、入っていないところの施設があると伺っているが、これは横浜市でもそうであり、企業主導型事業においてもそうであると思うが、児童が入っていない施設というのは、定員の規模によって１人当たりの補助額というのが決まっているので、どうしても少なくなってしまう。それにより、経営が厳しくなっているというところもあり、横浜市においても、地域によって、児童が入らないところに対しては、定員規模を随時相談に応じ、定員を少なくして、同じ入所者でも収入を多くして安定的な経営につなげていくというような対応をしている。その点に関連し、昨年度、定員減員について、１年に１度募集を行い、対応を行ったとのことであるが、これはもし可能であれば、例えば、半年とか四半期辺りに一度そのような機会を設けていただき、4,500施設もあるので現実的には難しいかとも思うが、回数を多くやっていただいたほうが、企業によっては、やはりどうしても頑張っても人が入らないので辞めますという形になってしまって、私どもが一番危惧しているのは、

では突然辞めますということで急に閉園になった場合は、そこにいる児童が一番不利益を生じてしまい、保護者の方もどこに預けたらいいのか、ということになってしまうかと思うので、そういう観点で、少し融通を利かせていただけるとありがたいので、実施に向けてお願いしたい。

（児童育成協会）

・巡回指導については、毎月、関係者全員が集まって巡回指導会議というものを行っており、その中でいろいろなテーマを設定しているところ、今おっしゃっていただいたような、好事例の発信を行うかについての話も出ており、今後、個別に発信することを検討している。

（こども家庭庁）

・御指摘を踏まえ検討してまいりたい。

（馬場委員）

・助成決定の取消しについて、令和４年度の助成金返還施設数が必要な施設が２施設とあるところ、こちらの現時点の返還状況はどうであるのか、伺いたい。また、財産処分等の承認状況について、内訳が取壊しと廃棄で分かれているが、取壊しと廃棄処分の違いは何か教えていただきたい。そして、定員充足率区分の補足説明をされたときに、直近３年間の全事業所の決算書を分析しフォローアップしているとの説明があったところ、かなりボリュームのある作業だと思うが、それは協会の体制においてどの部署が行っているか伺いたい。私は、企業主導型保育事業というは認可保育園と比べると事業の継続性を前提にできない部分があるのではないかと感じており、実態としてこのように施設を廃棄、取壊し、事業譲渡という事例が出ているところ、事業の継続が叶わずに、次のステージに向かう性質が高いのではないかと考えており､そうなると､先ほど説明があった実施団体の法人全体の財務状況を分析し、法人に訪問、あるいはヒアリングを行う等、次のステージへの道筋づくりといった、コンサルティングのウエイトを高くしていかなければならないのではないかと考えるところ、児童育成協会において、それにふさわしい人員体制、組織体制を構築ができているのか、今後どのような考え方を取られているのか伺いたい。

（児童育成協会）

・令和４年度に取消処分を受けた２施設については、破産の配当が終わっており、いずれも配当率は数パーセントとなっている。しかしながら、この２施設とも補助金自体は過年度の運営費の過大交付に伴うものであるため、金額的には数百万であるが、配当を受領したその数パーセント以外については、返還を請求することは難しい状況である。破産の理由については、保育ではなくて、保育以外の別の本業における不振となっている。取壊しと廃棄について、取壊しは、令和３年度に２施設あった。具体的には、２施設のうち１施設は入居していた商業施設の取壊しのため、もう１施設は、新病院建設に伴う入居建物の解体のために取壊しを行っている。他の廃棄については、今まで使っていた施設を取り壊すことをカウントしているものである。

（馬場委員）

・取壊しは外部環境による取壊しということ、廃棄は実施事業者自らの事情による処分という

ことでよろしいか。

（児童育成協会）

・然り。また、経営状況確認について、協会において審査渉外室を昨年７月に立ち上げたが、それに先立ち、決算書の徴求は６月にお願いしているところ、決算書については、毎期、新しいものを入手しないと意味がないので、事業計画を申請するとき、１月ないし２月頃に最新の決算書を提出いただくというような形となっている。また、新規審査の基準に準じて財務分析を行っている。これは、信用金庫などが使っている財務ソフトを使っておこなっており、一時的に外部委託行い分析をしたもの。そうような形で、現在は審査渉外室において行っている。そして、財務分析において一定基準でピックアップを行い、それとは別に、経営状況は黒字であるものの定性的な要素を踏まえ注視すべき事業者も幅広く選定し、そのような対象先についてかなりの件数をウェブ等で面談等を行ってきたところ、令和５年度については基本的には訪問をし、現場にて確認を行なうような対応をしている。現在では相当な数をカバーできているものと承知している。また、ヒアリング等を実施する先については、当然、直近期決算書を入手し、その中身としては、コロナが明けたということもあるのか、直近決算では令和５年３月期で改善している事業者も結構あり、安堵しているところである。

（馬場委員）

・承知した。

（児童育成協会）

・審査渉外室については、前回の点検・評価委員会において内閣府より報告しているとおり、今後、協会にてこのようなポジション管理を行う、重要な組織と認識しているので、金融機関経験者を複数採用する等、即戦力として今やっているという状況である。また、先ほどの指導監査にも関連した話になるが、施設側が今までやったことのない報告をお願いするということになるので、それに対し、内閣府から指示書を貰い、それを基に資料提出をお願いしたということで、これで概ね入手はできたので、これからはより深掘りしていくことを行っていきたいと思っている。

（馬場委員）

・苦しいから辞めたい事業者がいる一方、事業を行いたいという事業者も潜在的にいると思われるので、うまくマッチングして事業を継続することも求められると思われる。ぜひそのような観点も含め対応をお願いしたい。

（吉田座長）

・関連し、これまでいろいろな不正案件があって、返還を求めても返還が行われず、結局、協会が代わって返還するということがあった。先に説明があった、返還が必要な２施設であるが返還回収できない、というものについては、協会が肩代わりし国庫返還を行うという理解でよいか。

（こども家庭庁）

・補助金の返還等については、補助金適正化法に基づいて対応が必要になってくるところ、質問いただいた、不正を行ってではなく、破綻をして潰れていく園が出てきた場合の返還金へ

の対応については、今後同様の園も増えてくるだろうということもあり、法律上どういった対応が発生するかについて、現在、こども家庭庁内で内容を検討しているところである。

（吉田座長）

・どちらに返還する必要が生じるのかについて検討中ということで承知した。

（的場委員）

・相談支援業務について伺いたい。本日の説明で、20人体制に大幅に増強されて、こちらに力を入れているということがよく分かったところ、まさに量の向上から質の向上ということに転換して､運営をサポートするために相談や指導というのはとても重要な役割であると思う。先ほどの質疑応答の際にも、コンサルティングのことがあったが、こちらの取り組みのなかで行われているものと思われるところ、今回増強されたことによる効果はどのようなものであるか。どのような相談があって、どのように対応しているのか。例えば、運営面のサポートにどのような効果があったのか、先ほど、充足率が二極化されているという話もあったかと思うが、経営面でのサポートをこちらの取り組みのなかで行っているのか。

（児童育成協会）

・相談支援業務において、各施設から、審査に係る内容等、様々な質問を受けているところ、私どもは事後アンケートを行い、事業者からは質問への回答に対し非常に満足という結果が出ている。

（的場委員）

・仰っている相談業務というのは、あくまで保育業務の相談業務ということであるのか。

（児童育成協会）

・然り。こどもたちの安心、保護者への安心という部分を重点的に説明を行なったり、審査において新たな加算等が増えた場合についての質問や、不適切保育等があったというような情報提供等を相談業務において受けている。また、充足率の向上、即ちこどもの確保に係る相談を設けているということもある。そのような場合は、共同利用をお勧めしているケースが多い。具体的には、共同利用契約書のひな形を示すということも行っている。また、子ども相談支援部においては、令和５年４月には多くの増員を行い、さらに保育士も増やして的確に対応できるような体制としているところ。その他、巡回指導員についても以前は地域による偏りもあったことから、例えば東海地方や九州地方等で増員を行っている。

（平川委員）

・私どもは認可外保育施設や、東京都でいうと認証保育所なども担当しているところ、急な廃園とか休止ということを常に心配しているところである。東京都においても、認可保育施設が多く設立されており、企業主導型保育施設の経営は厳しくなっていると思われるが、このなかで、急な廃止や休園について、これは園児の在園が全く無くなった段階となって行われるのか、そうでない場合には、どのように保育サービスの継続を続けるための支援をしているのかについてお伺いしたい。

（児童育成協会）

・突然の閉園というのは、幸いなことに最近は減少しており、去年は１件のみであった。こち

らについては、協会において、近隣の企業主導型保育施設を空き定員を全て調べ、空き定員のある施設に受け入れをお願いしたことと、もう一つ、大きな意味があったのは、当該園が所在している自治体において、非常に協力的に認可保育施設への例外的な受入れを認めていたことにより、在園時の行き先が無くなるという事態が防げたというケースがあった。支援については、財務上の分析を行ったり、個別相談を行うケースというのは定性的な評価をするためにやはり個別ヒアリングをしているなかで、各種補充等でサポートしているということがあり、場合によっては事業譲渡やM&Aが行われたケースも出ており、今期になっても数件、事業譲渡の案件は出てきているところである。

（平川委員）

・自治体に対し、園のほうから働きかけて保育サービスの継続のお願いしているか否かについて承知しているか。自治体に対し、保育サービスの支援をお願いしたり、緊急に認可保育施設に入園させてもらったりということがあったということであるが、その働きかけ自体は園のほうからであるのか。

（児童育成協会）

・協会側から、自治体に対し、動いていただくよう要請を行ったところ。その結果、実際に自治体には動いていただけた。

（平川委員）

・承知した。

（こども家庭庁）

・補足すると、急な休廃止園に伴う児童の受入先の調整に際しては、協会からだけではなくて、当時の内閣府やこども家庭庁からも自治体に働きかけを行っているところ。

（吉田座長）

・構成員の方々から様々な意見、あるいは要望等があったかと思う。それぞれ意見、要望を改めてしっかりと受け止めていただき、引き続き、より適切な事業実施運営に努めていただきたいと思っている。また、こども家庭庁においてもしっかりと連携を取りながら協会をサポートしてもらいたい。

３．令和５年度の事業の実施方針について

【こども家庭庁より説明】

資料２に基づき説明。

（指導・監査、巡回指導）

・令和５年度においては、企業主導型保育事業費補助金の助成等に係る事務については、引き続き間接補助事業として実施するとともに、指導・監査、巡回指導、研修、相談支援等の業務に関しては国の委託事業として実施するという二本立てで事業を実施しているところである。補助事業について、こちらは企業主導型保育事業費補助金実施要綱等に基づいて、運営費などの助成を実施する事業であり、実施機関は、児童育成協会となっている。令和５年度

においては、主に二点、制度変更を行っている。一点目は、医療的ケア児保育支援加算の創設であり、こちらは人工呼吸器や痰の吸引などの医療的ケアが必要な児童を預かる企業主導型保育施設において、看護師等を配置した際の加算となっている。二点目は、令和４年度に設けた保育士等処遇改善臨時加算について、臨時的措置から制度化を行い、今年度より処遇改善等加算Ⅲとして実施している点である。次に、委託事業について、こちらは、指導・監査として従来実施してきた年１回の立入調査、午睡時の抜き打ち調査、専門的財務監査、労務監査を引き続き着実に実施していくこと、また、指導・監査とは別に、保育に係る助言を行う巡回指導も実施していく。指導・監査等においては、国の委託事業として実施することにより、指導・監査の基準、あるいは指導・監査の実施についてはこども家庭庁の名義で策定し、実施をしており、事業者に対し、国の基準についてしっかりと遵守を求めていくということとなる。また、現在、私ども認可外保育施設担当室では、企業主導型保育事業だけでなく認可外保育施設全般について所管していること、また、こども家庭庁成育局の保育政策課の中にある室であるところ､保育政策課では認可保育施設を見ているということでもあり、従前の体制よりも一層、自治体との連携が図りやすい体制になっていると考えている。国の委託事業として行う企業主導型保育施設に対する指導・監査、巡回指導、研修、相談支援等の取組に際しては、認可外保育施設に対する指導・監督権限を持っている都道府県等ともよく連携をしながら、今後進めてまいりたいと考えている。

（研修）

・研修事業については、令和５年度において施設長等研修、保育士研修、保育安全研修の３種類の研修を実施しているところ。特に施設長等研修については、令和４年度に試行的に集合研修として１か所実施したところであるが、本年度の委託事業においては全国７か所、全８回の集合研修の開催を実施予定である。こちらについても、自治体との連携を強化するために、当該開催地域の自治体にも声をかけ、一部参加いただく予定となっている。

（相談支援等）

・相談支援等の事業については、まず、事業実施者や施設利用者等からいただく相談・質問に対する窓口を用意し、数多くいただく質問など、汎用的な内容についてはFAQとして反映し、充実した情報提供、対応向上を行っていく。こちらに関しては、協会に寄せられている意見とその対応ぶりというのは、随時こども家庭庁のほうでも確認をしており、必要な対応の指示、あるいは協会内の審査部や指導監査部等につなげて対応するなどの確認を行っているところ。また、施設の急な休廃止等の事態を未然に防止するために、事業実施者及び施設の財務状況やニーズ等を踏まえ、事業の継続に備えたマッチングの仕組みの構築を行うべく取り組んでいる。また、体制・人員推移もついての変更点としては、先ほどの申したマッチングの仕組みの構築等の事業について対応をしている審査渉外室という部署が新設されたという点がある。補助事業と委託事業の内容についての説明は以上である。

【質疑応答】

（石毛委員）

・どちらかといえば要望であるが、施設の急な休廃止等に備えてのマッチングの仕組みの構築について、今日の説明を聞いていても、企業主導型保育事業というもの、あるいは保育事業業界全体がそうかもしれないが、ずっと右肩上がりで伸びていく事業とは、おそらく言えないのだろうと思うことから、やがて多くの保育事業者が統廃合されていくこと、そのような事業者が多く出てくるのは避けられないのであろうと思う。であるため、これから統廃合の対象となる保育施設、あるいは保育事業者のために、このマッチングの仕組みというのがとても重要になっていくと思われるところ、ぜひこの仕組みを、今後の企業主導型保育事業の大事な柱としてもらいたい、と思う。また、そのような、経済全体の流れの結果として統廃合されていく、事業が立ち行かなくなっていくこともあるので、今後、やむを得ず統廃合に至った事業者であっても､必ずしも経営の失敗とか､事業の見通しが甘かった結果と言って、責められるべき事業者だけではないのではないかと思われ、その保育施設も、その地域やその企業において、一度は必要であったために作られ、その使命を十分に果たし終えたためこその退場と言うべき、そのような「やりきった人たち」であると見るべきであることも、多いと思われる。逆に、「そのようなケースもある」と皆が思っていないと、このマッチングの仕組みは恐らく使われないと思われるところ、例えば、破綻の防止であるということや、敗者救済の仕組みという、後ろ向きのイメージを持たれてしまったら、使命感を持って、果たしてこられた方々は、そんなマッチングの仕組みに頼ろうとは思わなくてなってしまうと思われる。そして、自分たちだけで頑張ろうとして、結局は突然の破綻、これは私の職業柄、非常によく見られるパターンであるので、皆さんもこの点は一致するかと思われるが、このマッチングの事業というものを重要な柱に育ててほしいということ、そして、そのときには「敗者の救済」ということではなく、「一つの使命を終えた方々の勇気ある撤退のための花道」であると、そのような視点をどこかに加えていただけたら本当にうれしく思う。

（高祖委員）

・相談支援について、よくある質問、Q&Aの部分を公開していくことが資料中に記載されていたが、これは要望であるが、特に事務手続のようなものはQ&Aとしてホームページに掲載することだけで良いと思うが、必要があれば現地へ行って現場を見るということもあると思われるので、先ほど仰っていたとおり、保育全般や安全管理という部分で、質向上のためにお伝えして全部を底上げしていくというような意味もあるかと思われる。そのため、不定期や月１回の頻度で、ある程度そのような形でお知らせしていく仕組みを検討いただければと思う。

（馬場委員）

・専門的財務監査と専門的労務監査について、令和５年度も引き続き委託事業で行われるとのことであるが、それぞれにおける500施設の訪問先の選定については、令和４年度の専門的財務監査の結果を踏まえて２年連続で実施する施設もあるのか、もしくは、改めて令和５年度の4500施設の監査結果を踏まえて500施設を選定するのか､どのような方針を考えているのか。令和４年度の監査結果を見ると、専門的財務監査は助成対象外の支出計上が全体の75％もあ

り、これは由々しき事態であると感じた。そうであれば、令和５年度も訪問し、改善状況を見る必要があると感じるが、一方で、このような施設を優先すると残りは125施設しか行くことができなくなり、バランスが悪くなるようにも思われる。専門的労務監査についても同様に、給与規定の支給と実際の支給が乖離の260施設あり、２年連続で訪問したほうが良いと感じる一方、全体の枠との関係で難しいとも思われる。令和５年度の専門的監査の選定方針についてお伺いしたい。

（こども家庭庁）

・専門的財務監査及び労務監査の対象については、資料２の２ページに対象の考え方を記載しているところ。過去の立入調査や完了報告審査で指摘があった施設などを中心に選んでいる。しかしながら、馬場委員が申したとおり、前年の専門的財務監査で何らかの指摘があったものについて、また立入調査は全ての施設に年に１回行われるため、そちらでも確認を行い、未だ改善がなされていなければ、再度、専門的財務監査を行うということもあろうかと思っている。

（馬場委員）

・承知した。翌年度の立入調査で改善状況を見て、その結果を踏まえて、続けて専門的財務監査及び労務監査を行うかについて検討を行うということであると理解した。せっかくの専門的監査なので、有効に機能するように運用していただければと思う。

（忽那委員）

・先ほども質問した、改善報告書の提出がない１施設についてのその後が非常に心配になっており、許されるものならば、今すぐにでも現地を訪問したいと思うくらいであり、現在もそこには児童たちはいるわけである。こども家庭庁とも相談を行い、最終決定をしていきたいという話であったかとは思うが、抜き打ち検査であるとか、午睡時の抜き打ち検査という選択肢もあり、現場に立ち入るということで何度か施設の状況を確認し、現実に児童たちがどのような生活をしているかを実際に見てもらえるとありがたいと思う。とても心配であるので、ぜひ早急に検討いただければと思う。

（児童育成協会）

・十分検討し、こども家庭庁にも相談したうえで対応していきたい。早急に対応したいと思っている。

（平川委員）

・今回初めて参加させていただいて、研修について熱心にやられているなと思ったところ、この研修の規模からすると、おそらく、全員が受けられる状況ではないと思うところ、資料等の公開は行われているのか。施設長研修等、内容、目的を見ると非常にすばらしいと思っており、必要なものであると思うが、研修を受けられない方もおられると思うので、資料の公開等、何か工夫は行っているかについて伺いたい。

（児童育成協会）

・基本はリモートで、ｅラーニング等を通じて行っている。

（平川委員）
・オンデマンドで聞けるということか。
（児童育成協会）
・然り。
（吉田座長）
・基本は研修参加者に資料を提供しているということで、一般に別にデータベースを公表しているものではないということか。
（児童育成協会）
・施設関係者の方に提供している。例えば、施設長研修であれば施設長に提供している
（吉田座長）
・承知した。
（渡辺委員）
・これは要望であるが、このような定期的な立入りとは別に、先ほどお話があったように、立入調査、通報を受けた調査はおそらく、横浜市もそうであるが、今年度さらに増えている状況であり、都度、その施設に行って施設の状況を見ている状況だと思われる。おそらく、企業主導型保育施設も変わらないと思われるが、場合によっては、一緒に自治体とともに行くことも多いかと思うところ、お互い、件数が多い中で、できるだけ早期に対応いただくということをお願いしたいと思う。
（的場委員）
・令和５年度からの変更点のなかに、医療的ケア児の保育士支援加算の創設とあるところ、このような多様な支援が必要とされる保育所というのは、今後も、非常に使命を帯びていると思われるところ、実際に企業主導型保育施設において医療的ケア児の対応を行っている施設というのは増えているのか。
（こども家庭庁）
・昨年度、実態調査を行い、全国の約20施設において、預かりが生じているという実態が確認できた。今年度は、現在、申請を受け付けているところであるが、ボリュームとしては同数を見込んでいるという状況である。
（的場委員）
・病院の院内保育所のようなところが多いのか。
（こども家庭庁）
・然り。病院の院内保育施設もあるが、市中の企業主導型保育施設において、専門で医療的ケア児や障害児を預かっている施設もある。
（的場委員）
・承知した。このように多様な支援が必要な保育所がどんどん広がると良いと思われる。
（吉田座長）
・一委員として要望させていただく。構成員の方々から指摘があったように、今後、かなり少子化が進んでいく見込みのなかで、施設運営がかなり厳しくなるケースが想定される。説明

のなかで、充足率が二極化とは言いながらも全体的には上昇しているのは、正直意外であったと感じたが、認可保育施設でさえ充足率が下がって定員割れが起きているという実情のなかで、むしろ充足率が上がっているケースが見られるというのは大変よろしいことであるとは思うが、今後、さらに厳しい状況に置かれることはほぼ確実だろうと思われるため、平均充足率だけではなくて、分布も出していただいたところ、その内訳として、例えば大企業ベースのものと中小企業ベースでは経営基盤が違うということもある、施設形態で共同利用型もある一方で保育事業者実施型もある、あるいは実際には運営はもう委託をしているというケースがあるため、その設置母体と運営委託を受け入れている側との二重の構造の中で、運営委託を受けている側が急にアウトという可能性も全くないわけではない。また、特に首都圏において、水面下では、かなりM&Aの動きが出ているという話も多く聞いている状況である。更には、従業員枠と地域枠の両方を設けているところもあれば、従業員枠だけのところもあり、いろいろな状況の違いによってそのリスクの程度が変わるかと思われるので、今後、急に消えてしまう、店じまいが行われることがあり得るかと思われるので、そのような、少々細かい違いにも目を向けていただき、よりリスクが顕在化したものをいち早く把握をし、少しでも素早く手立てが打てるような、丁寧な対応をしていただければ大変ありがたい。

（こども家庭庁）

・本日は、多方面からの御指摘、御意見を頂戴し、感謝申し上げる。資料２をこども家庭庁から説明したのは、今年度から実際の助成金助成以外の業務、例えば、監査や研修等については、こども家庭庁が児童育成協会に委託し実施するということで、ある意味、委託元は我々になったわけであるので、本日いただいた意見の大部分である、監査や監査に伴った対応等、そのようなものについてしっかり対応せよ、というような意見が大部分を占めたかと思われるので、その意味では、引き続き児童育成協会とよく連携しながらではあるものの、我々も今まで以上に主体的にやっていかなければいけないという責任を改めて感じているところ。本日、委員各位からいただいた意見は、こども家庭庁としてしっかり次回以降、説明ができるようにする必要があると思っている。特に監査への対応、個別の園への対応について、迅速に対応すべきという強い意見をいただいたところ、大部分の園では、そうは言っても適切に対応していただいている一方、本当にごく一部の園が報告書を出していない、という事案があることも事実であるので、大部分のしっかり対応していただいている園については、引き続きしっかりと対応していただくとともに、非常に残念な対応をされる園がある場合には、かなり厳正に対処していく必要があるだろうと思っているところ。そのような場合には、迅速かつ丁寧に対応するということが大事だと思っており、報告書等を出してこないときには、丁寧に催促をし、それでも合理的な理由なく拒否が続く場合には、先ほど申し上げたように園を公表するということもあり得るところ、その次のステップとしてある意味、少し強い措置を検討する必要があるだろうということも考えたいと思う。しかしながら、その場合に、そのしわ寄せが利用児童や保護者にいってしまってはいけないので、そのような措置を検討するときには、併せて自治体ともよく連携をし、利用されている児童をどう受け入れてもらうか等、そのようなことを検討したうえで、次のステップに進むということをしっかり検討

していく必要があると思っている。一方で、そのような事後的な対応もそうであるが、何より本日は予防的な対応をすべしという話があったかと思われる。待機児童数も激減しておりまして、既に3,000人を割っているところ、もはや定員割れの園をどうしていくのか、多機能化をどう進めていくかというような問題が認可の保育所の世界でも懸案に変わってきており、質的に転換しているという状況であるので、そのようななかで、企業主導型保育事業についても予防的にしっかりとソフトランディングを行っていくことが必要であると思っている。特に、不祥事ではなく、自然的にどうしてもこどもが減っていくなかでの対応が出てくるかと思われるので、事前に親元の企業の経営状況も把握しながら、コンサルティングの機能をこども家庭庁や児童育成協会において強化しながら、また、丁寧に分析をしながら、どうしても経営が引き続きできないけれども、ある程度ニーズがある場合には譲渡先を見つけるということ等、丁寧な対応をしっかり進めていく必要があると思われるので、事後的には迅速な対応を行うことと、予防的な対応を行うこと、この２つの柱でしっかりやっていきたいと思っている。また、先ほど、不適切保育を要因とする特別立入が増えているという話があったが、これは企業主導型保育だけが要因ではないので、認可保育施設、認定こども園で昨年度、不適切保育という非常に残念な事案が相次いだものである。認可外保育施設や、企業主導型保育施設だけではなく、認可保育施設の世界でも起こっている。そのため、国から不適切保育全般について全国的な調査をかけた経緯もあった。その中に、認可外保育施設として、企業主導型保育施設についても照会をかけた経緯があるので、このような意味では、むしろ、昨年度はそのような意識が高まったという面はあったかと思われるところ、だから良いと言って開き直るつもりはないが、そのような全体の大きな流れのなかで、企業主導型保育施設の対応をしっかりやっていきたいと思っている。特に、先に説明も行ったように、こども家庭庁が発足した４月以降、こども家庭庁保育政策課において認可保育施設を所管し、保育政策課認可外保育施設担当室のなかで、この企業主導型保育事業を所管しているので、ある意味、保育政策全般を所管するなかで、この企業主導型保育事業も見ていくことができる組織体制になっている。そのため、できるだけ認可保育施設、認可外保育施設、企業主導型施設を統一的に、包括的に政策を進められるところは進めつつ、企業主導型施設の特色のある部分については丁寧にきめ細かく対応する、このような形で、しっかり責任を負っていけるように対応していくので、引き続きよろしくお願い申し上げる。

（吉田座長）

・ただいまの藤原局長のコメントも踏まえ、また、委員各位からの様々な意見、要望等があったと思われるので、これらも受け止めていただき、こども家庭庁及び協会の両方において、引き続きより適切な事業実施に努めていただきたいと思う。

４．閉会